

(10) [令和2年 予算審査特別委員会]-[03月12日]

◆織田勝久 委員 私は、障害者福祉事業費に関連して、それから、一般管理費に関連して、債務負担行為に関連して、地域交通支援事業費に関連して、住宅・マンション支援推進事業費に関連して、あと最後に、本市が目指す地方分権改革の基本方向について、それぞれ一問一答でお聞きしたいと思います。

まず、5款5項2目障害者福祉事業費に関連して、障害児入所施設での死亡事件の検証委員会設置について伺います。社会福祉法人同愛会が指定管理を行う障害児入所施設にて、ショートステイ利用中の当時9歳の児童が2016年12月26日に死亡した事件から丸3年が経過いたしました。いまだに本市の検証作業が行われておりません。同愛会の問題と検証委員会設置について、これまで度々議会質疑で取り上げてまいりました。昨年9月の決算審査では、委員会設置について、措置入所の経過もあることから、こども未来局の協力支援の答弁もいただいたところであります。既に健康福祉局長からも、関係局との調整を進めている、検証を行うに当たっての取組等の条件整備を行ってまいりたいとの答弁をいただいております。なお、年明けに本事件の訴訟において原告から、訴えの一部取下げを行う、すなわち本市を被告から外すと、そのような要請があり、本市も了解したところと聞いております。事件から丸3年も経過いたしました。もはや一刻の猶予もありません。内部では検証委員会の設置に向けてある程度人選も進められていると仄聞しておりますけれども、何とか今年度中に検証委員会を立ち上げ、新年度から直ちに検証作業に入ることはできないのか、健康福祉局長に伺います。

◎北篤彦 健康福祉局長 社会福祉法人同愛会についての御質問でございますが、当該案件につき

ましては、現在も警察による捜査が継続しているとともに、御遺族により社会福祉法人同愛会に対し訴訟が起こされております。この間、行政内部での事案の経過等について、整理、振り返りを行ってきておりますが、引き続き、法人からの調査報告書等の検証を行うに当たっての公平性を確保した委員構成や取組条件等をこども未来局と連携しながら整理し、年度内をめどに準備に取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 ただいまの御答弁で年度内をめどにといただきました。どうぞよろしく願いをいたします。

次に参ります。2款2項4目一般管理費に関連して、既に実施された令和2年度庁舎清掃業務委託の入札について伺っておきます。最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とした後に、当該落札候補者について資格審査を行う、これは通常の手続であります。加えて今回から特に、現在履行中の案件は含まないとの要件が追加をされたわけであります。今回からこの要件が追加された理由は何か、財政局長に伺います。

◎三富吉浩 財政局長 庁舎清掃業務委託についての御質問でございますが、本市では、一般競争入札における参加資格の一つとして、従前から適正な履行の確保を目的として、過去5年以内に国及び地方公共団体等が発注する事務室の清掃業務を1年以上継続して履行した実績を求めており、入札日時点において履行中の契約につきましては履行実績を満たしていないものとしておりました。この参加資格要件について、事業者から履行実績の範囲が分かりづらい等の問合せがありましたことから、これを踏まえ、今年度実施した入札において注意事項として、現在履行中案件は含まないと具体的に明示し

たところでございますが、改めて課題も認識したところでございますので、見直しを進めてまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 見直しを行うということでございますので、ぜひお願いいたします。次に、なぜ現在履行中の事業者に対して年度で12か月のうち10か月も履行した2月の段階で、この履行の状態を庁舎清掃業務の実績とみなすことができないのか、毎月、委託料を支払う時点ごとの完了検査の評価を充てることができないのか、財政局長に伺います。

◎三富吉浩 財政局長 庁舎清掃業務委託についての御質問でございますが、本業務委託は履行期間を1年としていることから、適正な履行の確保のため、同等の契約期間を完了した契約実績を有することを参加資格としているところでございますが、現在履行中の実績も資格要件に含めることについて、改めて他都市における状況を調査するとともに、実績とする期間やその評価の手法、他の業務への影響等について勘案しながら見直しを進めてまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 現行の受託事業者に再度受託をさせない、また、現受託事業者へのいじめとも誤解をされるようなことはよくないわけであります。また、月ごとの完了検査の在り方の見直し、今、局長のほうから答弁いただきましたので、しっかり求めておきます。これからも推移を見てまいりたいと思います。

次に、債務負担行為に関連して、普通ごみ収集運搬業務委託の緑ナンバーの活用についてお伺いをしてまいりたいと思います。5年間の債務負担行為で限度額が約7億8,000万円とのことですが、委託する目標車両数と比較して、この限度額において、直営と委託それぞれの1台分の月額コストを伺います。

次に、この委託事業を行うに当たっての予定行革効果額を5年間の単年度ごとに環境局長に伺います。

◎齊藤浩二 環境局長 普通ごみ収集運搬業務委託における効果額等についての御質問でございますが、初めに、直営と委託の月額費用につきましては、直営が1台当たり約280万円、委託については、債務負担行為限度額を4年間の業務期間と必要車両数から単純に算出いたしますと、1台当たり約230万円となるものでございます。次に、委託における費用面の効果額につきましては、令和3年度から年間約4,000万円を見込んでいるところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 ただいま御答弁いただきましたけれども、債務負担期間の限度額約7億8,000万円はあくまでも予定額でありますから、直営事業を民間に委託するのであれば、現行の市民サービスの維持は最低条件と考えるわけであります。入札に当たり、本市はどの程度の契約金額を想定しているのか、また、その想定契約金額にて本市が受託事業者に課す週6日の稼働条件をはじめ、受託事業者の作業員が週休2日の確保や週休2日体制を前提にした総人件費の確保を当然に想定していると考えますが、環境局長に伺います。

◎齊藤浩二 環境局長 委託契約等についての御質問でございますが、本委託業務につきましては、今後入札を執行する予定としておりまして、今回、議案として提出している債務負担行為限度額の範囲内での契約を想定しております。また、本業務の履行に当たりましては、月曜日から土曜日の6日間で地域ごとに普通ごみを収集する体制としておりますが、週休2日を前提とした人員を見込んでおり、その人件費を積算しているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 入札行為で5年間の業務委託額が決まるわけでありますから、限度額と比較して実際これが幾らになるか分からないわけであります。その金額で本当に必要な人件費が確保されるのか、ここが非常に不透明と考えます。低入札価格調査制度を導入しているから十分な人件費は確保できるとのことですが、本市の業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱を見ると、収集運搬業務は例示された業務委託に含まれていません。ただし、要綱第3条第3項、財政局長が必要と認める業務に仮に分類すると、予定価格の3分の2を下らない範囲内で定めた額となるわけであります。先ほど直営と委託の収集作業車1台分のコストの比較では、直営が約280万円、委託が約230万円とのことでしたから、既にこの時点でコスト比は、委託は直営の約82%であります。さらに、これに要綱にある3分の2を下らない範囲内、すなわち約6割を掛け合わせると、1台当たりのコストは約55%と大幅に減少してしまいます。これで果たして十分な人件費が確保できると考えるのか、ただでさえ人手の確保に苦労している廃棄物収集業界で直営時代と同等のサービスの質が担保できるのか、甚だ疑問であります。そこで、最低制限価格制度の導入を検討できないのか、環境局長に伺います。

◎斉藤浩二 環境局長 最低制限価格制度についての御質問でございますが、最低制限価格制度につきましては、川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱に適用業務が列記されており、廃棄物収集運搬業務は該当となっておりますので、その導入の可能性について関係局と協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 可能性を協議するとのことであります。廃棄物収集運搬業務は最低制限価格

取扱要綱に該当となっていないのことでございますけれども、業務委託契約に係る最低制限価格設定運用指針には、該当になっていない契約以外でも著しい低価格により契約した場合に、業務の適正な履行が確保されないおそれがある等により当該業務委託契約を所管する局からの申出を受け、財政局長が特に必要と認める契約との項目を活用することは可能と考えます。協議をするということですので、最低制限価格制度の導入をぜひお願いしておきます。財政局と十分に議論していただきたいと思います。

次に、今回は指名競争入札制度を取り入れるとのことです。そこで、安かろう悪かろうの悪質業者を排除する目的で、指名の条件について、資源物等収集運搬業務委託事業の実績のある事業者、かつ収集車両の駐車場の確保、かつ洗車場所の確保を要件とするなどして、参加事業者の一定の質の担保を確保することを検討できないのか、環境局長に伺います。

◎齊藤浩二 環境局長 入札参加資格要件についての御質問でございますが、本委託の入札参加資格要件につきましては、入札の競争性を確保して適正に契約業務を執行し、かつ、事業の安定性を図るため、資源物等収集運搬業務委託契約に関する要領において20項目の資格要件を定めているところでございます。また、資格要件において、駐車場については既に定めているところでございますが、洗車場については、普通ごみを扱うなど、公衆衛生の確保の観点から必要と考えておりますので、仕様書で定めることなどについて検討してまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 ぜひ検討を進めていただきたいと思います。次に、そもそも緑ナンバーの事業者は国から許可を得て事業を行っており、運行管理者による安全運行の管理や従業員の労働環境や処遇の改善などはもとより、不断に企業がバナンスの向上に向けて取り組んでいると理解をしております。国の働

き方改革の動向を見ても、適正な雇用条件、労働条件を確保する視点からも、緑ナンバーを将来に向けての入札選定時の指名条件にすることを検討できないのか、環境局長に伺います。

◎齊藤浩二 環境局長 将来に向けての指名条件についての御質問でございますが、普通ごみ収集運搬業務につきましては、重要なライフラインであり、生活環境の保全や公衆衛生の確保、事業運営の安定性、継続性の観点を踏まえた執行体制の構築が重要であると考えております。市内事業者の実態など、現状においては緑ナンバーを指名条件とすることは難しいと考えておりますが、緑ナンバーの有無や業務の安全面、資源物等収集運搬業務の実績などの様々な視点を踏まえた将来的な指名方法について早急に検討し、結論を出してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 早急に検討し結論を出すとの答弁でありました。これからも推移を見ていきたいと思えます。

次に参ります。10款2項2目、地域交通支援事業費に関連して、鷺沼駅周辺再編整備とM a a Sの取組について伺いたいと思えます。

昨年予算審査特別委員会にて、たまプラーザ駅北側地区で日本初の郊外型M a a S実証実験として、オンデマンドバス、パーソナルモビリティ実験などを取り上げ、鷺沼駅周辺再編整備事業と関連させて宮前区で行うことを市長に提案いたしました。市長は、たまプラーザ駅周辺で行われているスマートフォンなどICTを活用したオンデマンドバスにつきましても有効な手法の一つと考えます、こうしたことから、路線バスネットワークの再編と併せ、バス事業者のみならず、多様な主体との連携による検討を進め、地域交通の充実に向けた取組を進めてまいりますとの答弁でありました。現在、小田急電鉄が主体となり、新百

合ヶ丘駅周辺でオンデマンド交通「しんゆりシャトル」の実証運行中であり、2月から3か月程度の期間とのことでありますけれども、利用者の反応によっては有償にてしばらく延長することも検討しているとも仄聞するところ。来年度の高齢者特別乗車証明書等の見直しに併せて、コミュニティ交通のランニングコストに公費を投入することの可能性についても検討するとの答弁も、さきの第5回定例会にて藤倉副市長からいただいたところ。鷺沼駅周辺再編整備に関連して、宮前区においても東急側とM a a Sの取組、特にオンデマンド交通の実証実験を検討できないか、実証実験に当たっては、本市が応分の負担を、場合によっては本市の事業として行うことを検討できないのか、これは市長に伺います。

◎福田紀彦 市長 鷺沼駅周辺における地域交通についての御質問でございますが、駅周辺の再開発事業の機会を捉え、基幹的な役割を担う路線バスネットワークの充実に加え、多様な主体との連携による地域に適した交通手段を導入することが重要であると考えております。こうした中、昨年度、たまプラーザ駅周辺において、東急電鉄株式会社により、オンデマンドバスなどを含むM a a Sの実証実験が行われたと伺っております。今後、鷺沼駅周辺におけるM a a Sなどの取組の可能性について、その検証結果も踏まえ、同社と意見交換を行ってまいります。以上です。

◆織田勝久 委員 東急と意見交換を行っていくという答弁でございました。どうぞよろしく願いをいたしたいと思っております。

次に参ります。10款5項5目、住宅・マンション支援推進事業費に関連して、マンション管理組合の課題について伺いたいと思っております。まちづくり局の調査によりますと、管理組合の明確な規定がなかった1983年以前に建築された本市のマンション698棟において、修繕計画はなし、もしくは不明の建物が311

棟、45%にも上るわけであります。また、2018年に行われた川崎市分譲マンションアンケート調査等の結果において、調査対象とした市内分譲マンション2,956件のうち、管理組合からの有効回答数が僅か490件、17.8%、大変低い数字でありますが、それよりも管理組合未達のマンション、要は書類を出したけれども届かないで帰ってきてしまった、そういうマンションが206件、7%などの数値があるわけであります。このようなことから見ても、分譲マンションの管理組合に対する本市のチェック体制の整備の在り方について、条例化を提言してきたわけであります。現在、国においても同様の趣旨で既存法の改正案の審議がなされると仄聞しております。改正案によると、都市自治体においていずれも必要と判断した場合に必要な措置を講ずるとされています。これは、既になされた本市の住宅政策審議会の答申内容とおおむね方向性を同じくするものであります。そこで、法案改正案では、できる規定とありますけれども、本市は法案にある必要な措置を行うのか行わないのか、その方向性について伺います。また、別途条例化の考え方についても、まちづくり局長に伺います。

◎岩田友利 まちづくり局長 マンション管理についての御質問でございますが、本市におきましても、今後、老朽化したマンションが増加する中、マンション管理適正化に向けた取組を行うことは大変重要なことと考えております。本市の施策の方向性につきましては、住宅政策審議会の議論やマンション管理適正化法等の改正案、今後の国の動向などを踏まえながら、条例の必要性を含めて検討してまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 改正案の概要の中でも、特に、1、マンション管理適正化推進計画制度をどのように策定するのか、2、管理計画認定制度をどのように策定するのかの2点が法律改正の重点目的と

認識しています。本市として、改正法で対応するのか、別途独自条例で対応するのかはさておき、東京都の条例の施行状況や神戸市の認証制度の策定状況などの先行事例を参考にしながら、この2点について本市の考え方を伺います。次に、制度策定については、住宅政策審議会などの意見を聞きながら、遅くとも来年度をめぐり適切な維持管理に向けた施策の方向性を示してまいりたいとの答弁を既に得ております。このスケジュールに変更はないのか、まちづくり局長に確認しておきます。

◎岩田友利 まちづくり局長 マンション管理についての御質問でございますが、初めに、マンション管理適正化推進計画につきましては、国が定める基本方針の動向を注視するとともに、本市のマンション管理の状況などの個別調査を行った上で、住宅政策審議会での議論を踏まえ、検討を進めてまいります。次に、管理計画認定制度につきましては、国において認定の基準や認定された管理組合等に対するインセンティブなどが検討されることから、その検討の結果、先行事例などを踏まえ、具体的な方針について検討してまいります。次に、今後のスケジュールにつきましては、国や他都市の状況を踏まえ、来年度中をめぐりマンションの適切な維持管理に向けた施策の方向性を示してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今答弁いただきましたので推移を見てまいりますけれども、特にやはり資産価値ということに対しては、マンションに区分所有されている方たちはすごく敏感なわけです。だから、この認証制度というものをつくるのが自分たちの資産価値をよくすることになるんだと、その部分の工夫を今国とも議論していると聞いておりますが、やはり川崎市としても独自の考え方というものを考えていただく、そういうことが必要かと思っておりますので、これについてはまた推移を見てまいりたいと思います。

最後に、本市が目指す地方分権改革の基本方向と事務権限と財源の確保、移譲の課題について伺っておきたいと思います。特に目新しいことではないのですが、特に市民の租税負担の公平性の視点から何点か確認をしておきます。特に県との関連で伺いたいと思います。平成26年度から導入された国からの権限移譲及び義務づけ、枠づけの見直しの目玉として提案募集方式が導入されました。運用上の課題はいろいろあるようですけれども、川崎市はこれに対して積極的に取組をして、一定の成果もあるようでございますので、引き続き積極的な活用をお願いしておきたいと思います。同様に、指定都市と都道府県のいわゆる二重行政などを解消するための協議の場として、平成28年4月から指定都市都道府県調整会議が設置されたわけでありまして、制度の活用と直近の成果について総務企画局長に伺っておきます。

◎大澤太郎 総務企画局長 指定都市都道府県調整会議についての御質問でございますが、県からの権限移譲につきましては、従来から県・市町村間行財政システム改革推進協議会等を活用し、取り組んでまいりました。本市におきましては、これまで調整会議の開催実績はございませんが、現在も県内の指定都市と連携し、さらなる権限移譲について県と協議を行っているところでございます。引き続き、県知事と直接協議する場である調整会議の活用も視野に入れ、権限移譲に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 残念ながら実績はまだないということでありまして、調整会議の活用ということをぜひ積極的に御検討いただきたいと思います。令和元年度の大都市特例事務で見込まれる措置不足額について、県に代わって負担する経費とそれに対する税制上の措置不足額は約151億円と試算されて

おります。過去10年――平成22年から令和元年にわたる税制上の措置不足額の総額について伺います。あわせて、同時期の減債基金借入金の総額についても財政局長に伺います。

◎三富吉浩 財政局長 税制上の措置不足額等についての御質問でございますが、平成22年から令和元年までの10年間の大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額の総計は約1,430億円となるものと見込んでおります。また、同時期における減債基金からの借入金の総計につきましては、令和元年度は予算でございますが、547億円となっているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 改めて、措置不足額が1,430億円、減債基金からの借入総額が547億円ということですから、減債基金の借入金の3倍近い金額であることに改めて驚くわけであります。また、例えば、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、平成29年度の実績額では、事業費について要綱に基づく交付額と実際の国と県との交付額とで合計4億3,000万円余もの本市超過負担額が発生しているわけであります。国と県それぞれの補助要綱に基づく負担割合は国が50%、県が25%ですが、実際の実績額は国が約31%、県が約15%程度の実績であります。同様の事業について、平成30年度についての本市超過負担額は約4億5,000万円で、実績を見ると、国が約30%、県が約15%となっておりまして、負担額が増加している現状があるわけであります。基礎自治体として川崎市民への市民サービスの安定的な提供を果たす上で、本来的に歳入が確保できない制度設計やその運用面で本市は苦しめられているというわけであります。国とは、例えばふるさと納税や不交付団体であることによる国庫支出金等の割り落とし等、さらには要綱に基づく補助金が十分に交付されていない実態など、多岐にわたる課題がありますし、また、国と県の補助金の本市超過負担額の総額についても、改めて、今回

は間に合わなかったのでありますが、財政局に精査をしていただいているところでございます。

次に、拠点地区等の整備について、鷺沼駅周辺再編整備事業について、藤倉副市長に伺います。

県の補助要綱上の負担割合は6分の1と理解しておりますけれども、その負担が難しいと仄聞する県の見解の理由について伺います。次に、過去の再開発事業と鷺沼駅周辺再編整備事業とを比較して、事業の内容や性格について県が補助に難色を示す何らかの課題があるのか伺います。次に、市街地再開発事業の許可権限が県から本市に移譲されたことと関連があるのか伺います。次に、改善に向けて今後どのように取り組むのか、併せて藤倉副市長に伺います。

◎藤倉茂起 副市長 再開発事業等の整備に係る県負担についての御質問でございますが、初めに、県からは、平成21年度からの危機的な財政状況を契機とし、平成23年に指定都市における新規案件には補助しないとの方針が示されました。その後、平成26年度に市街地再開発事業の認可等の権限移譲が行われ、現在も同様の見解が示されております。また、鷺沼駅前地区市街地再開発事業は、補助の観点から見て、過去の再開発事業と異なるものではないと考えております。次に、権限移譲との関連性につきましては、県が補助を行わない主な理由は財政事情であるものと考えております。本市といたしましては、再開発事業による事業効果や県税の増収効果など、県施策への寄与を示しながら、引き続き適切な負担を求めてまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 答弁をいただきました。県の要綱に基づく補助金交付の問題は、県単独補助事業の一般市との補助率の格差の問題と併せて、川崎市民の租税負担の公平性の視点から、これは本当に大きな問題であると再度捉え直す必要があると考えます。そもそも、県の税収が法人税に依存するこ

とから大変硬直化しているということの理解もあるわけでありませけれども、しかし、川崎市民は神奈川県民でもありまして、両方に税金を払っているわけでありませから、川崎市民の払う神奈川県民税の租税負担の公平性という問題を改めて一からしっかりと見直すタイミングでもあるのかなと。本市も今収入に大変、御苦労されておりますから、そういう意味であえて今回問題提起をさせていただきました。大都市特例事務に関わる税制上の措置不足額を少しでも取り戻していくことと併せて市長の取組に今後期待し、また、議会サイドとしてもしっかり連携をしてお手伝いをしてまいりたいと思います。終わります。